

中運総総第3号の2
令和4年4月12日

関係団体 各位

中部運輸局長
(公印省略)

ウクライナの首都等の呼称の変更について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本趣旨についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

		関係団体名
本局	1	一般社団法人 日本ホテル協会 中部支部
	2	一般社団法人 日本ホテル協会 神静山梨支部
	3	一般社団法人 日本旅館協会 中部支部連合会
	4	一般社団法人 日本旅行業協会 中部支部
	5	中部鉄道協会
	6	中部鋼索交通協会
	7	中部地方通運業連盟
	8	中部通運業連合会
	9	公益社団法人 中部海事広報協会
	10	東海北陸旅客船協会
	11	中部沿海海運組合
	12	東海内航海運組合
	13	静岡県内航海運組合
	14	全国内航タンカー海運組合 東海支部
	15	東海港運協会
	16	日本海地区港運協会
	17	中部倉庫協会連合会
	18	東海冷蔵倉庫協議会
	19	北陸冷蔵倉庫協議会
	20	一般社団法人 東海小型船舶工業会
	21	中部船用工業会
愛知	22	一般社団法人 愛知県自動車会議所
	23	公益社団法人 愛知県バス協会
	24	愛知県タクシー協会
	25	名古屋タクシー協会
	26	一般社団法人 愛知県トラック協会
	27	一般社団法人 愛知県自動車整備振興会
	28	一般社団法人 愛知県自家用自動車協会
	29	愛知県自動車販売店協会
	30	愛知県軽自動車協会
	31	愛知県自動車部品販売協会
	32	一般社団法人 日本自動車連盟愛知支部
	33	一般社団法人 愛知県レンタカー協会
	34	中部自動車リース協会
	35	一般財団法人 日本自動車査定協会愛知県支所
	36	愛知県中古自動車販売協会
	37	愛知県自動車車体整備協同組合
	38	愛知県輸入自動車販売店協会
	静岡	39
40		静岡県倉庫協会
41		一般社団法人 静岡県バス協会
42		静岡県タクシー協会
43		一般社団法人 静岡県トラック協会
44		静岡県レンタカー協会
45		静岡県個人タクシー連合会
46		静岡県自動車販売店協会
47		一般社団法人 静岡県自動車整備振興会
48		静岡県軽自動車協会

		関係団体名
岐阜	49	一般社団法人岐阜県自動車会議所
	50	公益社団法人岐阜県バス協会
	51	岐阜県タクシー協会
	52	一般社団法人岐阜県トラック協会
	53	一般社団法人岐阜県自動車整備振興会
	54	一般社団法人岐阜県自家用自動車協会
	55	岐阜県自動車整備商工組合
	56	岐阜県自動車電装品整備商工組合
	57	岐阜県レンタカー協会
	58	岐阜県中古自動車販売協会
	59	岐阜県自動車車体整備協同組合
三重	60	岐阜県自動車販売店協会
	61	岐阜県軽自動車協会
	62	一般社団法人三重県自動車会議所
	63	公益社団法人三重県バス協会
	64	一般社団法人三重県タクシー協会
	65	一般社団法人三重県トラック協会
	66	一般社団法人三重県自家用自動車協会
	67	一般社団法人三重県自動車整備振興会
	68	一般社団法人北勢自動車協会
	69	三重県自動車販売協会
	70	三重県軽自動車協会
	71	三重県中古自動車販売協会
72	三重県レンタカー協会	
福井	73	一般社団法人福井県自動車会議所
	74	一般社団法人福井県自動車整備振興会
	75	公益社団法人福井県バス協会
	76	一般社団法人福井県タクシー協会
	77	一般社団法人福井県トラック協会
	78	福井県自動車販売店協会
	79	一般社団法人福井県自家用自動車協会
	80	福井県軽自動車協会
	81	福井県中古自動車販売協会
	82	福井県自動車車体整備業協同組合
	83	福井県レンタカー協会
	84	福井県冷蔵倉庫協会
	85	福井県倉庫協会

国官総第4号
令和4年4月8日

本省局長等 殿
地方局長等 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

ウクライナの首都等の呼称の変更について

標記について、別添のとおり外務省大臣官房長より協力依頼がありましたので、関係
機関・団体等に対し周知願います。



欧東合第 184 号

令和 4 年 4 月 1 日

関 係 各 位

外務省大臣官房長

(公印省略)

ウクライナの首都等の呼称の変更

標記の件に関し、令和 4 年 3 月 31 日付けで外務省報道発表「ウクライナの首都等の呼称の変更」を発出し、日本政府として、ウクライナの首都等の地名の呼称をウクライナ語による読み方に基づく呼称に変更することといたしましたので、御留意願います。

【主な変更例】

キエフ (Kiev) → キーウ (Kyiv)

チェルノブイリ (Chernobyl) → チョルノービリ (Chornobyl)

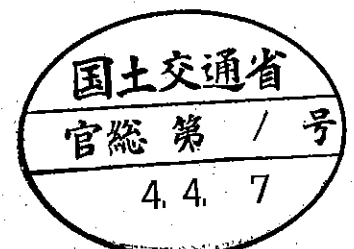
オデッサ (Odessa) → オデーサ (Odesa)

ドニエプル (Dniepr) → ドニプロ (Dnipro)

また、貴府省庁におかれましては、各関係機関・民間団体等に通報いただくよう、御協力をお願いいたします。

付属添付 外務省報道発表「ウクライナの首都等の呼称の変更」

地名対象表 (ウクライナ語・ロシア語)



本信送付先 内閣官房内閣総務官室内閣総務官
内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官
内閣府大臣官房長
宮内庁次長
公正取引委員会事務総長
警察庁長官官房長
カジノ管理委員会事務局長
金融庁総務企画局長
消費者庁次長
デジタル庁統括官
復興庁統括官
総務省大臣官房長
公害等調整委員会事務局長
法務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省大臣官房長
環境省大臣官房長
原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長
会計検査院事務局次長
衆議院事務局国際部長
参議院事務局国際部長
最高裁判所事務総長

ウクライナの首都等の呼称の変更

- 1 ロシアによる侵略を受け、日本政府としてウクライナ支援及びウクライナとの一層の連帯を示すための行動について幅広く検討を行ってきたところですが、ウクライナの首都の呼称をロシア語からウクライナ語に変更してはどうかとの指摘が各方面から寄せられました。これを踏まえ、適切な呼称についてウクライナ政府の意向について照会を行っていたところ、今般、ウクライナ側から回答が得られたことから、ウクライナの首都の呼称をロシア語による読み方に基づく「キエフ」からウクライナ語による読み方に基づく「キーウ」に変更することとしました。また、首都以外の地名についても、ウクライナ語による読み方に基づく呼称に変更することとしました。
- 2 ロシアによる侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反です。我が国は、引き続きウクライナ及びウクライナ国民に寄り添い、事態の改善に向けてG7を始めとする国際社会と連携して取り組んでいきます。

地名対照表(ウクライナ語・ロシア語)

令和4年4月1日
欧州局中・東欧課

ウクライナ語表記	ロシア語表記	英語	ウクライナ語
キーウ州/市	キエフ	Kyiv	Київ
チョルノービリ市/原子力発電所	チェルノブイリ	Chornobyl	Чернобиль
オデーサ州/市	オデッサ	Odesa	Одеса
ドニプロ川/市	ドニエプル	Dnipro	Дніпро
ドネツク州/市	ドネツク	Donetsk	Донецьк
ルハンスク州/市	ルガンスク	Luhansk	Луганськ
ハルキウ州/市	ハリコフ	Kharkiv	Харків
ミコライウ州/市	ニコラエフ	Mykolaiv	Миколаїв
リヴィウ州/市	リヴォフ	Lviv	Львів
イヴァノ＝フランキウスク州/市	イヴァノ＝フランコフスク	Ivano- Frankivsk	Івано-Франківськ
ドニプロペトロウスク州	ドニエプロペトロフスク	Dnipropetrovsk	Дніпропетровськ
チェルニウツィ州/市	チェルノフツィ	Chernivtsi	Чернівці
ザポリヅジャ州/市	ザポロージェ	Zaporizhia	Запоріжжя
リーウネ州/市	ローヴノ	Rivne	Рівне
テルノーポリ州/市	テルノーポリ	Ternopil	Тернопіль
チェルニヒウ州/市	チェルニゴフ	Chernihiv	Чернігів
チェルカーシ州/市	チェルカッシ	Cherkasy	Черкаси
キロヴォグラード州	キロヴォグラード	Kirovohrad	Кіровоград
ザカルパツチャ州	ザカルパチエ	Zakarpattya	Закарпаття
ヘルソン州/市	ヘルソン	Kherson	Херсон
スーミ州/市	スーミ	Sumy	Суми
ポルタヴァ州/市	ポルタヴァ	Poltava	Полтава
ジトミル州/市	ジトミル	Zhtomyr	Житомир
ヴィンニツァ州/市	ヴィンニツァ	Vinnytsa	Вінниця
フメリニツキー州/市	フメリニツキー	Khmelnyskyi	Хмельницький
ヴォリーニ州	ヴォリーニ	Volyn	Волинь
クリミア自治共和国	クリミア	Crimea	Крим
セヴァストーポリ市	セヴァストーポリ	Sevastopol	Севастополь
ボリスピリ空港	ボリスポリ	Boryspil	Бориспіль
イルピニ市	イルペニ	Irpın	Ірпінь
マリウポリ市	マリウポリ	Mariupol	Маріуполь

注1: 平成三年内閣告示「外来語の表記」における第一表及び第二表を基準に作成。

注2: ロシア語と違い、 ϵ (v)の後に母音が続かない場合、「フ」の音にならず、「ウ」に近い音になるため、表記は「ウ」を用いる。ただし、発音が不自然なものとなる場合は、「フ」又は「ヴ」を用いることも排除しない。例: アヴァコウ→アヴァコフ

注3: 「r」の表記には、ガ行ではなく、ハ行を用いる。英語の場合はhとなる。

注4: 子音の後に ь が続くは、イ段又はウ段の音を用いる。例: リヴィウ、ボリスピリ、ルハンスク